

令和2年度 弘前市男女共同参画プラン懇話会 第1回会議概要	
日 時	令和2年9月28日(月) 13時00分～15時00分
場 所	弘前市役所 前川本館 4階第1委員会室
出 席 者	【委員】5名(欠席なし) 【事務局】6名(弘前市企画部企画課)
会 議 概 要	
<p>1 パートナーシップ宣誓制度導入について</p> <p>●委員の意見</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一人ひとりがお互いを尊重し合えることはとてもいいこと。 ・人権を尊重するという立場を市が発信していくことで、様々な分野にいい影響があるのではないかと感じる。 ・性的マイノリティの方々はこれまでもいたが、様々な制度上対象とされてこなかったところに問題点がある。 ・様々なサービスにつながっていくよう、ぜひ進めてほしい。 ・市として、性的マイノリティの方を受け入れるという意思表示としてとても重要な制度。 ・制度の導入に抵抗を感じている人にも受け入れてもらえるようにする必要もある。 ・制度を導入し、時間をかけて理解・共感を深めていくという意味で、まず導入するというところに大いに賛成である。 <p>2 パートナーシップ宣誓制度(案)の内容について</p> <p><表現について></p> <p>●委員の意見</p> <ul style="list-style-type: none"> ・制度導入の趣旨の中で、対象者がわかりづらい。 ・パートナーシップの定義が正しく定義されていないのではないか。 <p>○事務局の回答</p> <ul style="list-style-type: none"> ・表現を改め、わかりやすい表記としたい。 <p><対象者について></p> <p>●委員の意見</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一方又は双方が性的マイノリティであるお二人に限定しているが、事実婚の人たちは対象とならないのか。 <p>○事務局の回答</p> <ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画プランに基づき、性的マイノリティの方が安心して暮らせる環境整備の一環として取り組むもので、事実婚の方については対象としない。 	

<周知・広報について>

●委員の意見

- ・性的マイノリティのカップルやパートナーシップの関係というのが、異性愛のカップルと同じくお互いを大事に思い暮らしているということを知ってもらう機会があればいい。
- ・市民向けの講座でも「性的マイノリティ」という括りにする必要はなく、人権の問題として他の講座の中にも組み入れることができればいいのか。
- ・反対の人もいるかと思うが、応援しているということ、マイノリティの方を受け入れようとしている社会だということを知ってもらうことが重要。
- ・様々なサービスについて、市の制度も重要だが、民間事業者、民間の一般企業に理解が広がっていくことが1番大きいこと。具体的にサービスが広がっていくところは、どんどん広報してほしい。

○事務局の回答

- ・周知については、パンフレット等を作成したいと考えている。昨年度開催した市民向けセミナーについても引き続き実施していくほか、民間事業者にも働きかけ理解促進を進めていきたい。

<他自治体との連携について>

●委員の意見

- ・神奈川県葉山町や鎌倉市などの近隣の自治体では、転居をしてもそのままパートナーシップ制度を活用できる、他市と相互互換している取組がある。青森県内、弘前圏域市町村で広がっていくといい。

○事務局の回答

- ・まずは弘前市が実施し、津軽圏域への広がりや他自治体との連携ができればと考えている。

<宣誓の手続きについて>

●委員の意見

- ・婚姻届は当事者が日付を選んで提出することができるが、そのような配慮があればいいと思う。
- ・既に他の地域でパートナーシップ制度を利用している方には、弘前市の手続きを簡略化してもいいのではないか。
- ・交付する受領証がデジタル化されていると紛失などがないのではないか。
- ・同性カップルに対してもきちんと対応しますという企業に対して、弘前市が何か認証などのマークを提示してくれるとわかりやすい。

- ・転入予定の方が宣誓した場合、宣誓書の写しを先に交付するという案については、それを提示し不動産の契約をする、という流れが想定できていていいと思う。

○事務局の回答

- ・日時等については、事前相談の中でできる限り宣誓する方の希望に合わせてられるよう調整する。
- ・その他については、運用していく中で検討していきたい。

<通称名の使用について>

●委員の意見

- ・通称名を使用できるのは、宣誓書のみか。保険証などでも使用できるのか。

○事務局の回答

- ・通称名を使用できるのは宣誓書のみ。現状では他の書類等で使用できるようになる予定はないが、今後、必要性を踏まえ検討していきたい。

<その他>

●委員の意見

- ・どちらか一方がお子さんを連れてパートナーシップ制度で宣誓すると、そのお子さんは法律上どういった取扱いになるのか。
- ・同性のカップルで子どもを持ちたいという人もいて、養子縁組の時などに手助けになるようなことをやっていくと、もしそういう施設で暮らしている子どもがどこかの家庭に入れるのであれば、双方にとってとてもいいと思う。

○事務局の回答

- ・パートナー制度に法律的な効果はないので、親権を誰が持っているのかが問題となる。